

学校感染症における「出席停止の手続き」について

法令に定められた学校感染症にお子様が罹患した際には、他の生徒に感染する恐れがあるため「出席停止」となり、授業は欠席扱いにはなりません。医師に指示された期間は、しっかりと療養するようにしてください。

ただし、出席停止の手続きに際しては、速やかに学校へご連絡いただくとともに療養期間が終了し登校する際は、学校で定めた「学校感染症報告書」に、保護者の方が記入の上、提出いただくようお願いいたします（医療機関で発行した『治癒証明書』でも構いません）。学校感染症報告書が提出されない場合、出席停止の手続きができず、欠席になりますのでお気をつけください。

日ごろからの感染予防および規則正しい生活習慣について、家庭でも一層の配慮をいただきますようお願いいたします。